

# とうほく街道会議 規約

## (名称)

第1条 本会は、とうほく街道会議(以下「街道会議」という)と称する。

## (目的)

第2条 街道会議は、「全国街道交流会議 第3回全国大会 羽州街道・上山大会」における「東北街道交流連携会議 呼びかけ宣言(以下(上山宣言)という)」を実現するため、東北地方を街道で結び、東北の歴史、文化、風土を活用した地域づくりに貢献することを目的とする。

## (事業)

第3条 街道会議は、前条の目的を達成するため、街道関連交流連携団体相互の活動活性化ため、次の事業を行う。

- (1) 各地域および各団体の交流連携に関する事項
- (2) 街道ならびに地域の歴史資源の保存、継承に関する事項
- (3) 街道会議の活動や街道に関する情報発信に関する事項
- (4) 各地域および各団体の活動の支援に関する事項
- (5) 街道会議の目的に関する政策の提言に関する事項
- (6) その他必要な事項

## (構成)

第4条 街道会議の会員は、正会員、賛助会員、その他会員で構成する。

- 2 正会員は幹事とし、街道会議の目的に賛同して入会した街道関連交流連携団体またはその構成者である個人をもって構成する。なお、会長が別に定める場合はこの限りでない。
- 3 賛助会員は、街道会議の目的に賛同し、会議の活動を支援する個人および団体をもって構成し、詳細は会長が別に定める。
- 4 その他会員は、会長が別に定めるその他種別の会員とする。

## (入会および会費)

第5条 街道会議の会員として入会しようとする者は、会長が別に定める方法により入会申込みを行うものとし、会長は正当な理由がない限り、これを承認しなければならない。

- 2 会員は、会長が別に定める会費を納入しなければならない。

## (会員の資格喪失、退会および除名)

第6条 会員の資格喪失、退会および除名については、会長が別に定める。

(役員)

第7条 街道会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 3名以上10名以内
- (4) 監事 1名以上2名以内

2 前項の役員は、総会において選出する。なお、副会長、運営委員および監事は正会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、街道会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。なお、必要な場合は、運営委員会の承認を得て、会長の職務を代理する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約の定めおよび運営委員会の議決に基づき、街道会議の事業に必要な業務を執行する。
- 4 監事は街道会議の事業及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は幹事会とし、正会員および役員で構成し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) その他、会長が認める事項

- 2 幹事会は毎年1回会計年度終了後に、臨時幹事会は必要に応じて開催する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。なお、その会議方法は会長が別に定める方法によることができる。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、運営委員で構成し、この規約で会長が定める事項、街道会議の事業に関する事項および幹事会に付議する事項について、協議、決定する。

- 2 運営委員会の適切な運営のため、複数の運営委員が必要と認めた場合は、会長、副会長および会員の中から運営委員会に出席させることができる。
- 3 運営委員会は、複数の運営委員が必要と認めたときに招集する。

(専門部会)

第12条 街道会議は、必要に応じ、街道会議の事業に関する事項を行う専門部会を複数置くことができる。

(経費)

第13条 街道会議の事業に要する費用は、会費、協賛金および寄付金等その他の収入をもって充てる。

2 街道会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

第14条 街道会議の予算および決算は幹事会において承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 街道会議に事務局を置く。

2 事務局についての必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、街道会議の活動に必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

この規約は平成17年3月30日から施行する。

(平成17年11月5日 改正)

第4条第3項を追加、同条第5項一部改正。

(平成18年5月27日 改正)

第5条第1項第3号及び第6条第3項を追加改正。

(平成20年7月2日 改正)

第5条から第8条を第7条から第10条及び第10から第14条を第12条から第16条に改め。

第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第10条、第12条から第15条を一部改正。

第11条を全面改正。

第5条、第6条を追加改正。